

リサーチイノベーションセンターオープンイノベーション推進部門における利益相反マネジメント内規

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、「早稲田大学産学官連携活動等に伴う利益相反に関する基本方針」および「産学官連携活動等に関する利益相反倫理規範」に基づき、リサーチイノベーションセンターオープンイノベーション推進部門（以下「OI推進部門」という。）における教職員等が産学連携活動等に伴って生じうる利益相反を適切にマネジメントすることによって、利益相反による弊害を防止し、もって大学における産学連携活動等の健全な推進を図るとともに、教職員等による産学連携活動等の円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 教職員等 次に掲げる者をいう。

ア 総長、理事および監事

イ 専任教員、特任教授、任期付教員、客員教員、研究員、助手、研究助手および特任研究教授

ウ 専任職員および常勤嘱託

エ 第7条に定める利益相反マネジメント委員会が定める者

二 産学連携活動等 共同研究、受託研究、コンソーシアム、知的所有権の実施許諾・権利譲渡、技術研修、招聘研究員等の受入れ、研究助成金・寄付金の受入れ、依頼試験・分析、機器提供の受入れその他第7条に定める利益相反マネジメント委員会が定める活動をいう。

三 経済的な利益関係 本学以外の機関との関係のうち次に掲げるものをいう。

ア 教職員等が、産学連携活動等の相手先から、研究費その他の資金、人員、施設、設備、物品等の提供を受けること（教職員等が所属箇所を通じて提供を受ける場合を含む。）。

イ 教職員等または当該教職員等と生計を一にする配偶者もしくは一親等の親族が、産学連携活動等の相手先から給与、配当金等またはコンサルタント料、謝金その他のサービスの対価（診療報酬および公的機関からの謝金を除く。）の支払いを受けること。

ウ 教職員等または当該教職員等と生計を一にする配偶者もしくは一親等の親族が、産学連携活動等の相手先の株式の保有その他の出資をすること。

エ 教職員等または当該教職員等と生計を一にする配偶者もしくは一親等の親族が、産学連携活動等の相手先から新株予約権の割当てを受けることその他受益権等の提供を受けること。

四 利益相反 教職員等が産学連携活動等の相手先から得る利益と当該教職員等の大学における責任が次に掲げるように相反している状態をいう。

ア 個人としての利益相反 教職員等が産学連携活動等を行う上で、その活動や成果に伴って得る個人的利益が教職員等としての責務と相反している状態をいう。

イ 組織としての利益相反 組織が産学連携活動等を行う上で、その活動や成果に伴って得る

経済的利益が組織の社会的責任と相反している状態をいう。

ウ 責務相反 教職員等が産学連携活動等の相手先に負っている責任と大学における当該教職員等の責任が両立し得ない状況をいう。

五 利益相反マネジメント 教職員等の利益相反および組織としての利益相反が深刻な状況に陥ることを未然に防ぐため適切なマネジメントを行うことおよび利益相反が発生した場合に適切に対処することをいう。

第2章 利益相反マネジメント推進体制

(利益相反マネジメント総括責任者)

第3条 推進部門における利益相反マネジメントに関する事項を総括させるため、利益相反マネジメント総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、研究推進を担当する理事または理事が任命する者をもって充てる。

(法務マネージャー（利益相反マネジメント担当）)

第4条 推進部門における利益相反マネジメントを支援するため、法務マネージャー（利益相反マネジメント担当）を置く。

2 法務マネージャー（利益相反マネジメント担当）は、総括責任者が指名する者をもって充てる。

(利益相反防止アドバイザー)

第5条 委員会に利益相反防止アドバイザーを置く。

2 利益相反防止アドバイザーは、総括責任者が指名する者をもって充てる。

3 利益相反防止アドバイザーは、前条に定める法務マネージャー（利益相反マネジメント担当）を兼務することを妨げない。

(利益相反防止アドバイザーの職務)

第6条 利益相反防止アドバイザーは、O I 推進部門における産学連携活動等に従事する教職員等からの相談に応じ、利益相反について必要な助言および情報の提供を行う。

2 利益相反防止アドバイザーは、前項の教職員等からの相談の内容ならびにそれに対する助言および情報提供の内容について委員会に報告しなければならない。

第3章 利益相反マネジメント委員会

(利益相反マネジメント委員会の設置)

第7条 研究院に、リサーチイノベーションセンターオープンイノベーション推進部門に係る利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第8条 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- 一 総括責任者
- 二 研究推進部長
- 三 産学官研究推進センター長
- 四 研究院長
- 五 法務マネージャー（利益相反マネジメント担当）
- 六 研究推進部事務部長

七 総括責任者が指名する者 若干人

(委員の任期)

第9条 前条第7号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、総括責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員会に副委員長若干人を置くことができ、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、または委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

4 委員会の議決に利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 第2項の規定にかかわらず、委員の過半数（前項の規定により議決に加わることができない者を除く。）の書面または電磁的記録による同意の意思表示をもって、委員会の議決があったものとみなすことができる。

6 委員会は、必要があると認められるときは、学識経験を有する者に意見を聴くことができる。

7 委員会における審議は、非公開とする。ただし、委員会が認めた者はこれを傍聴できる。

8 委員会の議事録は、非公開とする。

9 委員会の事務は研究院が行う。

(委員会の職務)

第12条 委員会は、O I 推進部門における産学連携活動等に伴って生じる利益相反について、次に掲げる職務を行う。

一 利益相反についての審査、調査および改善要請に関すること。

二 利益相反に関する啓発活動に関すること。

三 その他利益相反マネジメントに関すること。

第4章 個人としての利益相反および責務相反マネジメント

(個人としての利益相反および責務相反マネジメントの対象者)

第13条 個人としての利益相反および責務相反マネジメントの対象者は、O I 推進部門における産学連携活動等に従事する教職員等のうち委員会が指定する者とする。

(利益相反自己申告書の提出)

第14条 委員会から前条の規定により利益相反マネジメント対象者として指定された教職員等は、委員会が定める日までに、経済的な利益関係、責務相反および委員会がマネジメントの対象として定めた行為について、所定の利益相反自己申告書により委員会に申告しなければならない。

(委員会による審査、調査および改善要請)

第15条 委員会は、第5条第2項の規定による利益相反防止アドバイザーからの報告および前条の規定により提出された申告書その他の情報に基づき審査を行う。

- 2 委員会は、前項の審査において必要があると認めるときは、教職員等の利益相反の状況に関して調査を行うことができる。この場合において、委員会は、教職員等から意見を聴くことができる。
- 3 第1項の審査の結果は、書面により教職員等に通知する。
- 4 委員会は、第1項の規定による審査の結果、利益相反により、公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態が生じ、または生じるおそれがあると認めるときは、当該教職員等および委員会が必要と認める者に対して、書面により改善を要請するものとする。
- 5 委員会は、前項の要請を受けた者について、その後の状況をモニタリングするものとする。
(不服申立て)

第16条 教職員等は、前条第4項の要請に不服があるときは、要請を受けた日から2週間以内に、書面により委員会に対して不服を申し立てることができる。

- 2 委員会は、不服申立てを受けたときは、速やかに審議を行い、その結果を不服を申し立てた教職員等に文書で通知する。
- 3 前項の審議結果については、不服を申し立てることはできない。

第5章 組織としての利益相反マネジメント

(組織としての利益相反マネジメントの対象)

第17条 組織としての利益相反マネジメントの対象は、次に掲げるものとする。

- 一 OI推進部門における産学連携活動等の相手先と本学との間で一定規模以上の経済的な利益関係を有するものとして、委員会が指定するもの。
- 二 OI推進部門における産学連携活動等の機関決定に関与する教職員等または当該教職員等と生計を一にする配偶者もしくは一親等の親族が同産学連携活動等の相手先との間で、一定規模以上の経済的な利益関係を有するものとして、委員会が指定するもの。

(組織としての利益相反マネジメントの情報収集)

第18条 委員会は、前条第一号の指定に係る情報を本学関連箇所より収集する。

- 2 委員会から前条第二号の規定により利益相反マネジメント対象者として指定された教職員等は、委員会が定める日までに、経済的な利益関係、責務相反および委員会がマネジメントの対象として定めた行為について、所定の利益相反自己申告書により委員会に申告しなければならない。

(委員会による審査、調査および改善要請)

第19条 委員会は、第5条第2項の規定による利益相反防止アドバイザーからの報告、前条第一項の規定に基づき取得した情報および前条第二項の規定により提出された申告書に基づき審査を行う。

- 2 委員会は、前項の審査において必要があると認めるときは、教職員等の利益相反の状況に関して調査を行うことができる。この場合において、委員会は、教職員等から意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、前2項の審査の結果、組織としての利益相反により、本学の社会的責任と抵触する、または抵触するのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態が生じ、または生じるおそれがあると認めるときは、関連する理事および組織の長等委員会が必要と認める者に対して、書面により改善を要請するものとする。

- 4 委員会は前項の要請を受けた者について、その後の状況をモニタリングするものとする。
- 5 第3項の要請に不服があるときは、第16条の規定を準用する。

第6章 雑則

(守秘義務)

第20条 委員会の委員、法務マネージャー（利益相反マネジメント担当）、利益相反防止アドバイザーその他利益相反マネジメントに係るすべての者は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

(文書の保存)

第21条 研究院は、教職員等から提出された書類を文書保存規程（1973年3月15日庶文達第22号）に基づき適切に管理および保存する。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2018年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この内規施行後最初に嘱任される第8条第7号委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、2019年3月31日までとする。

(施行期日)

- 1 この内規は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、2019年5月1日から改正施行する。
- 3 この内規は、2019年6月1日から改正施行する。

以上